## 天理市公告第57号

下記地区において地域計画が定められたので、農業経営基盤強化 促進法第19条第7項の規定により公告し、当該地区の地域計画案を 次により縦覧に供する。

利害関係人は、令和7年8月22日までに、当該地区の地域計画案について、市に意見を提出することができる。

令和7年8月8日

天理市長 並 河 健

記

- 1. 協議の場を設けた区域の範囲上仁興地区・下仁興地区
- 2. 地域計画の案の縦覧期間
  - 自 令和7年8月8日(公告年月日)
  - 至 令和7年8月22日(公告年月日の翌日から起算して14日目)
- 3. 地域計画の案の縦覧場所 天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町 605 番地